

別表第 4（第29条，第30条関係）

指導区分及び事後措置の基準

指 導 区 分			事 後 措 置 の 基 準
区 分		内 容	
生活規制の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職の方法により，療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務の変更，勤務場所の変更，休暇等の方法により勤務を軽減し，かつ，深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。），時間外勤務（正規の勤務時間以外の勤務で，深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張させない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務，時間外勤務及び出張を制限する。
	D	勤務に制限を加える必要のないもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のための必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	